



# 隠居大名の幕末・維新

— 延岡藩内藤政義の『日記』から —

— The last days of the Tokugawa Shogunate and the Restoration of retired daimyo —

大賀 郁夫

幕末期の一連の政治史において、薩摩・長州・土佐・越前各藩など雄藩が、重要な役割を果たしたことは言うまでもないが、藩全体の八割を占めた九万石以下の小藩はいかにして幕末期を乗り切り、維新を迎えたのだろうか。本稿では、日向延岡藩七代藩主であった内藤政義が記した自筆『日記』から、元治と慶応期に譜代小藩である延岡藩の動向を考察した。

政義の交際は、実家の井伊家、養子政挙の実家太田家、それに趣味を通じて交流のあった水戸徳川家など広範囲にわたる。元治元年七月の禁門の変以降、二度に及ぶ長州征討に政挙が出陣しているが、江戸にいる隠居政義は高島流炮術や銃槍調練に励む一方、政局とはかけ離れた世界に居た。政義は梅・菖蒲・桜草・菊観賞に頻繁に遠出し、また水戸慶篤と品種交換や屋敷の造園に勤しんだ。在所からの為替銀が届かず藩財政は破綻に瀕しており、慶応三年末、薩摩藩邸の焼き討ちを契機に政義は在所延岡への移住を決断する。六本木屋敷に養母充貞院を残したまま、翌慶応四年四月、政義は奥女中や主な家臣家族ともども品川を出船し延岡へ向かった。幕末期の譜代小藩の動向を窺うことができる。

## キーワード

隠居大名 養子 禁門の変 長州征討 大政奉還

## 目次

はじめに

### 一 内藤政義と『日記』

(一) 『日記』の登場人物

(二) 『日記』の特徴

### 二 『日記』にみる幕末・維新

元治元年

慶応元年

慶応二年

慶応三年

慶応四年

おわりに

## はじめに

嘉永六(一八五三)年六月三日のペリー来航以降、日本の緊急の課題は全国にわたる政治統合の強化、すなわち権力基盤の拡大・集中の複合であった。幕府は親藩・外様の雄藩諸侯を政策決定の構成員に加えるなど、その政策決定機構は大きく変化する<sup>①</sup>。幕府専裁の決定方式から、それまで国政から排除されていた徳川一門・外様の有力大名たち(雄藩)に国政参画への道を開いたのである。特に桜田門外の変以降、国政運営は雄藩や朝廷の意見を取り入れつつ行われるようになる。

幕末期の一連の政治史において、薩摩藩や長州藩、福井藩、土佐藩などの外様・家門大藩(雄藩)の役割が大きいは言うまでもない。しかし、九万石以下の小藩は大名全体の八割以上を占める。これらの小藩はいかにして幕末期を乗り切り、維新を迎えたのであろうか。かつて遠山茂樹氏は、「明治維新における藩の役割」と題して、幕末政局で小藩の役割を論じ、小藩の特徴として次の点を指摘している。まず第一に小藩には譜代大名が多く、このなかから幕府要職に就くものが出たが、藩財政には重い負担となったこと。第二に譜代大名領は頻繁に変更し、転封費用も膨大であり財政難に拍車をかけたこと。第三に要職在任中は任地に詰め切るため、藩政は家老任せで藩政の不安も増大したこと。第四に領地は幕領・旗本領・藩領・寺社領が錯綜して飛地も多かったこと。第五に百姓一揆の鎮圧が困難であったことなどである。

このため小藩が対内外的にいかにして戦争回避に腐心するという消極姑息の態度を取らざるをえず、そのことが攘夷運動・討幕運動の指導者を制約することになったとしている<sup>②</sup>。小藩は地域的な動向の流れのなかでしか動きえなかったのである<sup>③</sup>。

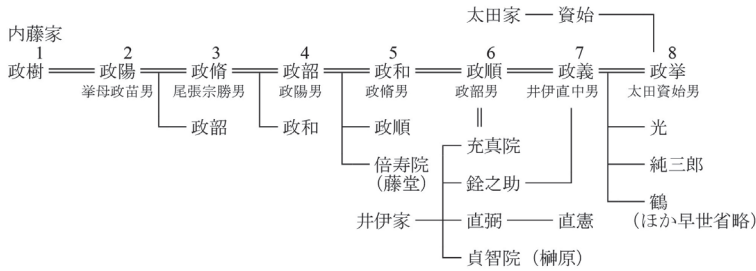
こうした小藩の幕末期の動向を明らかにすることは、幕末政治史の全体像を描く上で重要であり、より多くの事例研究が求められている。そこで本稿では、日向延岡藩七代藩主内藤政義の自筆日記(以下、『日記』と記す)に記された、文久四年から慶応四年の記事をもとに、幕末期の隠居大名の行動や交際などを通して、小藩の動向を明らかにしていきたい。なお( )内は記された月日を示す。

## 一 内藤政義と『日記』

### (一) 『日記』の登場人物

日向延岡藩七代藩主内藤政義は、文政三(一八二〇)年三月、近江彦根藩主井伊直中の十五男として彦根で誕生した。異母兄に幕末の大老井伊直弼がいる。幼名は銚之介、のち直恭と名乗った。異母姉充姫が延岡藩六代藩主内藤政順に嫁していた関係から、天保五年八月、直恭は兄直弼とともに他の大名家への養子候補として江戸へ呼ばれた。政順の養子に決まったのは聡明な二十歳の直弼ではなく、十五歳の弟直恭であった<sup>④</sup>。名を政義と改めた直恭は、八月二十一日に政順が死去したため正式に養子となり、十月十三日に延岡藩七万石七代藩主の座についた<sup>⑤</sup>。直弼・直恭二人の養子

政義・政挙関係系図



(註)『江戸時代の延岡—明治大学所蔵・延岡藩内当家文書—』(延岡市教育委員会・明治大学 1995)より。

候補のうちのうち直恭が選ばれた理由について、神崎直美氏は「文政三年(一八二〇)三月三日生まれで十五歳という年齢が、政順と充姫の間に生まれながらもわずか三日で早世した子供とほぼ同年(直恭が七ヶ月後の生まれ)であり、充姫にとって亡き子供が生きていたならばと思われる年齢であったことによるのではなかろうか。」と推測している。このとき直弼が政順の養子になっていれば大老井伊直弼は誕生せず、違勅問題や安政大獄、桜田門外の変などもなかったのであり、幕末史はきわめて大きく変わっていたであろう。

政義には六男・一女があったが大部分が早世したため、万延元(一八六〇)年に遠江掛川藩主太田資始の六男寛次郎(のち政挙)を養子と

した。文久二(一八六二)年十月二十四日、政義は隠居して政挙が延岡藩八代藩主となった。政義四十二歳、政挙はまだ十歳であった。政挙の実父太田資始は、天保五(一八三四)年四月〜同十二年六月、安政五(一八五八)年六月〜翌七年七月、文久三(一八六三)年四月〜同年五月と、三度も老中を務めた人物で、『日記』には隠居した政義の相談役として『日記』に頻繁に登場する。

ここで『日記』に登場する政義の家族と親族をみておこう。まず家族は、太田家からの養継嗣の政挙、異母姉で先代政順の正室、系図上は養母にあたる充真院、政義の五女義姫(のち光と改名)、純三郎、鶴姫。なお純三郎は元治元年五月八日(年齢不詳)、光姫は慶応三年七月二十八日に十八歳、鶴姫は同年八月二十五日にわずか八カ月でいずれも死去している。

親族は大きく三グループに分けられる。一つは政義の実家井伊家で、当主の直憲をはじめ故人である実父の直中(観徳院)・異母兄直弼(宗観院)、直弼の正妻貞鏡院、直中の次女で越後高田藩主榊原政養未亡人の貞智(知)院たちである。二つは内藤一族である。大名としての内藤一族は、本家筋の延岡藩をはじめ別家として越後村上藩と、分家の信濃高遠・同岩村田・三河挙母・陸奥湯長谷各藩の六家があった。当該期の藩主は、越後村上藩が内藤信思、信濃高遠藩が同頼直、三河挙母藩が同金一郎(文成)、陸奥湯長谷藩が同政養、信濃岩田村藩が同正誠である。また延岡藩三代政韶の女で伊勢久居藩主藤堂高栴未亡人の倍寿院などの名が見える。三つめは藩主の姻族である。養嗣子政挙の実家である太田家や、実父資始の実家である近江宮川藩堀田家がある。この

ほか園芸愛好家として趣味を共有する水戸藩徳川慶篤も、蘭や万年青などの珍種交換などで数多くの場面でその名を見る。

ところで、延岡藩の江戸屋敷は、虎ノ門に上屋敷一万五一五坪余、六本木に下(中)屋敷九三六一坪余、中渋谷村の抱屋敷一万四〇〇五坪余であった。<sup>9)</sup>上屋敷は通常藩主やその家族が住み、藩の江戸役所としての機能を持ち、下屋敷には隠居や嗣子が住んだ。しかしこの時期延岡藩では、政義が文久二(一八六二)年に隠居したのちもそのまま上屋敷の「隠殿」に住んで政孝の後見をしており、政孝は上屋敷の表、六本木屋敷には政義の養母である充真院が住んでいた。充真院は江戸生まれ・育ちであったが、文久三年以降に数度江戸へ延岡間を往復している。すなわち文久三年四月六日に江戸を発ち六月二日延岡着、元治二年三月十五日に延岡を発ち五月二十七日江戸着、慶応四年閏四月二十日に江戸を発ち六月一日延岡着、明治五年一月十四日延岡を発ち二月十五日東京着である。<sup>10)</sup>万延元年末に延岡で暮らしていた孫娘義姫(江戸到着後「光」と改名)が江戸へ転居して、充真院とともに六本木屋敷に同居することになったのは、充真院にとって何よりの慰めになったと思われる。<sup>11)</sup>ただし、於光は慶応三年七月二十八日に病没してしまう。『日記』からは、上屋敷と六本木屋敷との盛んな往来や贈答などが詳細に記されている。

## (二) 『日記』の特徴

現在、政義の『日記』は文久四年正月(二月二十日)に元治と改元(明治二十一年十二月まで計二冊が残されている。<sup>12)</sup>形態は小横帳、一年一冊で頁数も三〇〇一三二枚、平均約六七頁ほどである。『日記』は、政義の私的な行動を記した部分と、幕政・藩政に関わる公的な部分から成っている。前者は自分が行動し指示したものであるが、後者はどのようなルートで情報を入力したのであるか。政義宛に来た書付はもちろん『日記』に記すが、内容によっては元治元年二月八日条「右御書付用部屋江為見候」や同月九日条「備後守江七郎左衛門を以為見候」とあるように、表の御用部屋詰衆や政孝に書付を「為見」ている。また元治元年三月二十一日条「神奈川固場所替之御沙汰ニ成り、昨夕くらやみ坂江引移候由、平兵衛今夕退番致申聞候」など、重要事項は御用部屋や関係役人から政義へ「申聞」すなわち報告されていたことがわかる。慶応三年の記事を見ると、「右之面々今日着府、月番申聞(8-1)」と月番から、また「使者ヲ以忌中見舞ニ到来、側役取次(8-11)」のように側役の取次ぎで報告されている。「京都小太郎方用状達、内蔵進方為見候(7-4)」や「京都表方八月十五日之便達、新左衛門方出方江左之通申参候由(8-23)」といった表現も多く散見され、京都からの用状や御用部屋へ届いた使情報も政義のもとに報告されていたことがわかる。

こうした情報を政義がすべて書き取ったわけではない。同三年の大政奉還に関する情報については、「但、内二通ハ先日公儀方被仰出候御書付同様ニ付不認、御用召之書付計認置(10-25)」と、

必要なものだけを認めたと断っている。

政義への情報提供は制度化されていたと考えられ、慶応元年六月二日条には、

一 留守居書役

高橋伊三郎

右之者江側役方兼而沙汰為致置候所、近頃御用廻状隠殿江

差出不申候ニ付沙汰致候ニ付、高橋伊三郎義支配頭新右衛

門方差控伺出候ニ付、其義不及旨申談(6-2)

とあり、留守居書役の高橋伊三郎が近頃隠殿(政義の居所)に御用廻状を出さないことに対して、差控にすべきか伺書を出したところ、それには及ばないとしている。また翌年七月二日条には、

一大中寺役失之義ニ付閉門ニ成り候内、為知去月廿七日コロ

申参候よし

一右之義月番ヨリ側役江申達有候処、自分江申聞之義英馬

失念ニ付、差控伺七郎左衛門申聞候、其義不及旨申付候

(7-2)

すなわち、大中寺が役を失したことで閉門になったことが去月二十七日に月番から側役へ伝えられていたが、側役の重富英馬が失念して自分(政義)に伝えなかったことに対して、政義附の側役赤星七郎左衛門が英馬の差控伺をしたというものである。このようにほとんどの情報が政義が集まる仕組みになっており、政義はそのうち必要だと判断した情報を『日記』に写し取っていたのである。

『日記』のもう一つの特徴は、花や交肴・魚、または風景が彩

色豊かに描かれた挿絵がいくつか見られる点である。絵師のような緻密さはないが、単純ではあるが微笑ましい図柄である。

政義の『日記』から、江戸上屋敷の暮らしと隠居大名の交際、趣味の世界がはっきりと浮かび上がってくる。以下、元治元年から慶応四年までの『日記』をもとに、年ごとに政義の生きた世界を覗いてみることにする。

二 『日記』にみる幕末・維新

元治元年

文久四年元日、藩主政挙は年頭祝儀に登城し、政義は上屋敷表居間に出て家臣の年頭礼を請けた。政挙・政義それぞれ使者を遣わして祝儀の干鯛を取り交わし、城より帰宅した政挙が表より出向いて表居間で酒宴となった。翌日は六本木屋敷の御宮(稲荷社)から大中寺御霊屋へ参詣している。四日には政挙の実父太田道醇へ年頭祝儀の使者を遣わし、七日には政挙とは別に將軍へ太刀一腰・馬代銀一枚を献上している。二十七日には政挙が実家太田家上屋敷のある駒込へ出向いたので本人も同道し、道醇たちと語らっている。

二月七日、老中井上河内守(正直)から留守居が呼ばれ、年頭祝儀の献上に対する御内書が渡された。

水戸慶篤との交流も盛んで、六日には鯉二本・鮒三枚が、十四日には屋敷の庭で捕れた鴨一羽が贈られ、政義から礼の使者が遣

わされた。十九日の水戸藩中屋敷の火事に際しては、機嫌伺いとして練り羊羹・薄皮団子・玉酢各一重を贈っている。

政義と慶篤の交流がいつの頃から始まったかは定かでないが、贈答以外にも藩政のかなり細部にまで「心付」がなされている。二月八日、水戸家用人から政義附用人の呼び出しがあり、赤星七郎左衛門が出頭したところ、慶篤から次のような「厚御懇志之訳ヲ以御心付」を記した書付が渡された。

覚

此節御家来共不残御在所江被差遣候由被致承知候、此御時勢一通り者御尤ニ被存候得共、当節公辺之御模様柄一図ニ左様之御場合ニ茂不被存候間、御家来共之儀者先々其俣被差置候方可然、就而者御隠居右近殿事ハ御勝手次第之儀ニ者候得共、態々御在所江御越ニ茂及申間敷被存候事(2-8)

どの程度数の家臣を国元へ帰すのか、また政義自身も延岡へ移る意向が現実的であったかは不明であるが、慶篤が個人的に政義に「心付」を出していることは重要である。延岡藩政にかなり立ち入った「心付」であるため、政義は御用部屋へも「為見」、翌日に政挙へも「為見」た。御用部屋で内談を重ね、また太田道醇にも相談して、「江戸家中在所江遣候事ハ当家ニ而儀定致候事故、今更法替ニも成兼」(2-14)と慶篤の「心付」には従えないこと、政義自身も「備後守後見も致居、且者御当地ニ而武備之世話も致、世勢之程も見度今暫御当地ニ住居致度」と、江戸に留まる決意を示した。

政義や家臣たちの在所移住計画の背景には、江戸での生活費高

騰に加えて在所からの為替廻金の省略があったのであり、政義は江戸住居中の隠居料一割贈引を提案せざるを得なかった。さらに在所へ移住の家臣達には一五両を上限に身分に応じた手当を支給するとしているが、政義からも銀五〇〜一〇〇目を下賜するとしている(2-21)。そのほか在所での親類縁者達による世話や、住居のための長屋の手配などを指示し、三月四日には実際に金沢此面以下二八人に在所移住を命じている。

藩財政窮乏は極致に達しており、四月六日には家老の穂鷹内蔵進・中老大嶋味膳ら七人が、勝手難渋を理由に知行の返上と有扶持相当の手当を申し出た。政義も隠居料のさらなる一割増引と、息子純三郎の生活費も隠居料で賄う旨を穂鷹たちに示した(4-14)。政義の隠居料は毎年五〇〇〇石であったが、従来の三割引贈に加えさらに計五割引の二五〇〇石となった(4-15)。なお純三郎は五月二日頃から煩い、八日に死去した(5-8)。在所から五月十一日出の便が六月十日に着き、在所でも家老内藤治部左衛門や中老同姓四郎兵衛ら八人が同様に知行返上と有扶持を願出ている(6-10)。

延岡藩江戸藩邸の藩士たちは江川太郎左衛門(英武)に西洋砲術の調練稽古に通っており、同年の調練稽古始めには正月二十三日に政義と藩士四九人が参加し、江川から赤飯・煮染めが振る舞われている。三月九日には江川へ正式に入門を依頼しており、師範代兩人を屋敷に招き表居間で面会した。その際政義は、高嶋流大砲・銃陣の秘事を他言しないことなどを認めた起請文に実名・据判に血判して渡しており、なみなみならない意気込みが感じら

れる。実際に政義は大砲術や銃陣稽古には大いに興味を示しており、五月十九日には越中島で大砲打方があり、屋敷にある「仏蘭西ホイスル筒」の試し打ちの見物に駆けつけている(5-19)。

七月二十三日に次のような記事がある。「去十九日京都表ニ而松平大膳大夫家来、御所江乱入致砲発致趣」、長州勢が御所に達して会津・桑名・薩摩藩兵と激戦になり、長州勢が敗北した所謂禁門の変である。政義は飛脚屋からの情報として書き留めているが、「諸家人数出張及戦争候旨、火事も有り大騒之よし」と、京都がかなり緊迫した状況であったことがわかる。二十六日の記事には長州藩中屋敷は出羽鶴岡藩兵が取り囲んでおり、六本木屋敷のすぐ近いということもあり緊張がうかがえる。

天皇・將軍は朝敵長州藩を征伐するために西日本の二一藩に出兵命じた。八月二十一日、御用により政挙が西丸に登城したところ、長州征討の進発後備を命じられた。同時に、旗本先供に井伊掃部頭・榊原式部大輔・境左衛門尉の三人、同左右備に松平伊賀守・稲垣撰津守・内藤若狭守・牧野河内守の四人、同後備に政挙とともに松平丹後守、跡に紀伊中納言・本多美濃守の計一人が命じられた。政挙が進発後備を拜命した旨を伝える便がただちに在所へ遣わされた。

政挙の進発に触発されたか、政義は「自分ニも兼々武術心掛、且西洋銃練ニも心掛致候」(9-2)との自負を持って、政挙とともに進発したい旨を御用部屋へ伝えた。驚いた家老穂鷹たちは「隠居之事ニ付見合候様」と諫めるが政義の決心は変わらず、とりあえず駒込の道醇に相談した上で老中に内伺いすることにした

(9-3)。

道醇からせひ老中まで内伺いすべきだとたきつけられた政義は、側役を老中諏訪因幡守屋敷に派遣し、公用人へ「兼而武芸も心掛居候ニ付、右近将監ニも一回御供致度旨」を伝えた(9-6)。九月十日、老中諏訪から留守居が呼ばれ出頭したところ、公用人から次のような返答があった(9-10)。

此程内伺之処因幡守屋敷御忠節之段御感被成、何分御一己丈之御挨拶難被成、御同列様江も御内談被成候処、是又御同様御忠節之御志ハ如何ニも御感心被成候へ共、御役勤之隠居とも違、一ト通之御隠居之儀ニ候へハ、外々差障之義も候間、表向願書ニ而も差出候思召候ハ、差出無之方与御咄合被成候旨被仰出候

政義が真剣に進発を望んでいたことが窺えるが、政義の武術や西洋銃練がどれほどのものであったかは覚束ない。江川方で武術稽古に励んでいるとはいえ政義に実戦経験はもちろん無く、戦に憧れを抱いただけのようにも思われる。そこがまさに大名育ちという所以であろう。

九月七日に政挙進発の供をする家臣たちが命じられ、同月二十四日には「京都不穩旨在所ニ而承知致」として、加藤助之丞ら一人と足軽一五人が出府してきた。政挙進発の供をする家臣は政挙附だけで、政義附は不参加であるため手当金は下されないが、政義は「気合ニも掛り候」として用人三松幾右衛門以下二三人に金四三兩三分を下賜している(10-1)。

今回の進発には多分の出費が必要になるとして、政義は家老穂



鷹から鹿島清左衛門の融通を頼まれた(10・14)。鹿島屋手代の豊太郎との商談がまとまり、政義名で鹿島屋から一〇〇〇両を借り入れることになった(10・20)。

政挙が進発後備を命じられて三月余り、在所からどれほどの藩兵数が上坂したかは『日記』からは判然としないが、政挙が江戸を出立した形跡はない。十二月十三日には用人渡辺平兵衛から幕府に次のような何書が提出された。

此度備後守儀、御進発之節御旗本御後備被仰付候ニ付、兼而伺済之通追々大坂表江家来之者呼寄置候処、永々多人数逗留為致候而者兼々不如意之勝手向御坐候処、無益之雜費而已相嵩、弥勝手向差支難洪仕候間、滞坂為致置候家来一ト先在所表江差戻申度、尤御進発被仰出候得者、猶早々為呼登候様仕度、此段厚御汲取御賢察之上、何卒御差込被成下候様各様迄御内慮奉伺候様被申付候、以上  
内藤備後守家来

十二月十三日

渡辺平兵衛(12・21)

実際には十一月十四日には従軍諸藩に討ち入り猶予が達せられ、十二月二十七日には解兵を令した<sup>13)</sup>。こうして第一次長州征討は戦争にまでには至らなかったのである。

十二月十九日、江戸では禁門の変鎮庄の功として幕府より刀・代金五〇枚を拝領する井伊掃部頭の名代として、政挙が西丸に登城している。同月二十九日、政挙は何事もなかったかのように歳暮祝儀に表御殿から政義を訪ね慰労している。

同日晩、老中水野和泉守より留守居が呼ばれ出頭したところ、在所臼杵郡北方村慈眼寺看守胤庚を、早々に京都町奉行所へ送還

するよう命じる書付が渡された。「手延ニ致し置候段不都合」であると叱責する内容であり、留守居は「当家ニ而ハ胤庚一条手ぬけ無之」と弁明している。明日は元日の祝儀があるため今夜にでも政義・政挙の差控伺を問合わせたと、「不及差控」との指示があった。胤庚問題は次年に持ち越され、大坂からの便によれば胤庚は二月一日に延岡から乗船し、三月二日に着坂したという(3・15)。京都からの三月十九日出の便では、胤庚は同月十六日に京都町奉行へ引渡されたことが報じられた(3・29)。これを受けて四月二日、政挙は胤庚の件を老中水野和泉守へ届け出、胤庚問題はようやく解決する。

#### 慶応元年

前年に長州征討の進発旗本後備を命じられながらも本人は出陣しなかった政挙は、例年通り元日には年頭祝儀に表御殿から中奥へ出座し政義と盃を交わしている。午後には供揃いにて六本木御宮・御供所へ、そのまま大中寺御霊屋へ参詣した。三日には道醇へ年頭祝儀の使者を遣わし、翌四日には政義・政挙ともに駒込の道醇邸を訪れている。七日には例年通り將軍へ太刀一腰・馬代銀一枚を献上した。

同月二十九日、「尚徳院様御遺金」として二年分五〇両を請け取った(2・29)。これは二代政陽の婿養子となった尾張徳川宗勝の二男政脩が、御手元金として毎年尾張藩から一〇〇両宛支給されていたものである<sup>14)</sup>。内藤家は尾張家の「御縁家」として、二五両に減額されながらも御手元金が依然として支給されていた

ことがわかる。

二月になると政義の外出が多くなる。四日の初午には稲荷へ参詣し鈴尾紅白を奉納し、十四日は政挙と八人の従者を伴って馬で向島を訪れている。一行は木母寺で昼休み、梅屋敷へ立ち寄って梅を愛で、浅草観音へ参詣し、同所の植木屋を廻っている。それより上野本堂を訪ね筋違門より日本橋を通り帰途についた。

この年は在所から充真院と愛娘の於光が延岡から江戸へ上ることになっており、二人は三月十五日に延岡を出立した。気の早い政義は三月二日に二人宛に直書と菓子二箱を町便で大坂へ送っている。五月二十七日、充真院と於光が着府するので、政義は政挙とともに落ち着き先の六本木屋敷で待受けた。二人は七ツ時に無事六本木屋敷に着き、政義・政挙から交着一折が進上され、女中たちへも鮓や口取物・煮染などが振る舞われた。

二人が着府する以前は、政義が六本木屋敷に行き来するのは、同屋敷内に鎮座する御宮(稲荷社)・御供所への参詣か、角場での鉄砲稽古などであったが、二人が暮らせすようになった五月末以降、月に五回程宛の交流がなされている。両屋敷間では節句や節季、歴代藩主の命日、暑中・寒中見舞いなどで頻繁に贈答のやりとりがなされた。閏五月二十六日、政義は充真院より「姫路華桃模様文庫」一・帯地一・「箱根草箒」二本・「三州梶原紙」一〇枚・半切紙五〇〇枚、於光からは肴料五〇〇疋・「桑内朱塗五寸五ツ組重」一箱を贈られた。政義はその返礼として、六月朔日に充真院へ「キヤマン菓子入・紅白大平糖入」一箱・「かすていら」一重、於光へは錦絵を贈っている。十二月朔日の六本木への寒中

見舞いでは、充真院へ「ビイドロ柱掛」二・錦絵二〇枚・「振出し菓子・焼物ゆずの形チ」、於光へは錦絵一五枚・「振出し菓子・ヤキ物柿ノ形チ」、加えて土産に「大福菓子」一重を持参している。歳暮として、政義から充真院へ袖縞一反・梅鉢一鉢と土産の鮓一重、於光へ緋縮緬五尺五寸を、また奥女中長尾ら三人に金一〇〇疋宛と、附家来たちに蕎麦代三〇〇疋を贈っている。その返礼に、充真院からは八丈縞一反・紺鯛塩一尾、於光から砂糖一折が下された(12・26)。贈答品としては菓子や鮓などの食物や、紙類・錦絵、袖縞などの反物が一般的なようである。

充真院・於光との交流が政義の楽しみのひとつになっていたようであるが、『日記』にはもう一人倍寿院の記事が散見するようになる。彼女は四代政詔の三女で、伊勢久居藩主藤堂高栢の寡婦であり、政義には系図上叔母に当たる。二月十六日、倍寿院が在所の伊勢久居から着府した(2・16)。充真院たちほど頻繁ではないが、内藤家の一族として、九月二十三日には厳正院(政樹)の百回忌法事には菓子を贈っており、十月二十三日には六本木屋敷を来訪している。この時は政義も来訪する予定であったが、痛のため着座が出来ないため断っている。代わりに倍寿院には時候伺と菓子一折を、また充真院には用意していた交着一籠を進上した。倍寿院からは茶壺一箱と茶碗を下された。十一月二十四日には寒中見舞いとして蜜柑一籠が、また翌月十九日には直書と羊羹一折が届けられている。以後、慶応四年二月に倍寿院が久居へ出立するまで交流が続く。

年が明けて正月十五日、御用番老中水野和泉守より留守居が呼

ばれ、正式に進発の中止と後備御免が言い渡された。十九日にはその旨が在所へ伝えられた。

二月十五日、長州征討では進発はなかったものの「別而辛勞大儀」として、穂鷹内蔵進に樽肴、長坂平左衛門に紋付小袖一・銀子三枚、曾根富弥へ紋付肩衣一・銀子三枚、原小太郎へ銀子三枚などが下賜されている。

第一次長州征討は長州藩三家老の切腹という形でひとまず決着し、進発は中止され解兵された。しかし軍事行動としての征長は終了しても、毛利家が何らかの処分がなされない限り、禁門の変の罪科を償ったことにはならない。幕府にとって將軍の京坂地域への進出はすでに必須の情勢であった。<sup>15)</sup> 四月十三日夕刻、老中松平伯耆守より留守居が呼ばれ、次のような書付を渡された。

内藤備後守

方今長防之形勢全鎮静与も不相聞候ニ付、御神忌御法会済、御進発も可被遊旨被仰出候、依之御旗本御後備被仰付候、紀伊殿・松平丹後守儀も同様被仰付候間、可被得其意候

政挙は再度旗本後備を命じられ、翌日藩邸では「祝義外三菜吸物二種」と酒が振る舞われた(4・14)。長州再征討の政挙の供として家老内藤内蔵進以下原小太郎・曾根留弥・池内膳蔵・成瀬老之進・山本半蔵・四谷行蔵らが任命され(4・20)、四月二十七日長谷川許之進が大坂へ先登した。鹿島屋からは昨年同様一〇〇〇両が調達された(4・27)。五月四日、政挙は御用召のため登城し、進発の軍令を拜聴した。五月十六日、將軍家茂は江戸を出発し、閏五月二十二日に入京参内した。

政挙は閏五月六日四ツ時に江戸を発った。川止めにより品川・川崎に長逗留を余儀なくされながら、政挙一行は將軍に遅れることほぼひと月後の六月二十八日に無事着坂し、次のような指示があった。

内藤備後守

御旗本御後備被仰付候而者御在坂中人数差出、昼夜嚴重巡邏致し、若怪敷者有之候ハ、見掛次第無用捨召捕可申旨被仰出候、尤場所之義ハ大目付御目付被談候、徳川玄周殿・松平丹波守儀茂同様被仰付候間可被申合候(7・8)

政挙たちが実際にどこを警備したかは明らかではないが、將軍が出陣していることもあり軍事行動が現実味を増した。

十月九日、九月二十八日付の大坂からの知らせがあった。九月二十五日に政挙が大坂城に登城すると、老中松平伯耆守より次のような勅答の写を渡された(10・9)。

防長処置之儀ニ付テ、兼而奏聞仕置候通条理順序ヲ遂、不審之件々篤与糾問之上、夫々取置可仕奉存、毛利淡路守・吉川監物大坂表江早々罷登候様申達候処、登坂延引仕候ニ付、自然兩人差支候者外末家並大膳家老共之内申合、当月廿七日迄ニ無相違出坂候様重而申達候得共、今以登坂之模様モ無之、此上弥違背ニ及候者最早寛宥之取計モ難仕候ニ付、無余儀旆旗ヲ進、罪状相糺可申奉存候、尤兵機緩急其外篤ト熟考之上、遺算無之様取置可仕奉存候、此段奏聞仕候

九月

御諱

幕府側は長州処分決定のため、交渉窓口となっていた毛利淡路

守（徳山領主）と吉川監物（岩国領主）を大坂に呼び出そうとしたが拒否された<sup>16</sup>。九月二十一日、將軍家茂は長州再征の勅許を得、老中阿部・松前の主唱で兵庫の先期開港を独断で承諾した。朝廷が認めないことは想定内であり、その場合は家茂が將軍職を辞して江戸に帰ることが予定された<sup>17</sup>。十月十日には同月五日付の大坂からの便が江戸に届くが、この時の老中演達の書付内容「將軍辭職など」は詳細に政義に知らされた。さらに幕府からは「御讓職」を伝える直廻状が到来している（10-10）。同月十五日には条約勅許の勅諭写が幕府より直廻状で順達された（10-15）。このように大坂表での情報は逐一江戸の政義のもとに届けられていたが、政義は直廻状の内容を含めて家中へ「為見」るよう指示し、二十日・二十一日に取次宅で「為見」ている（10-19）。このあと同年の『日記』には大坂の記事は出てこない。

水戸慶篤との交流を示す記事は、元治元年の『日記』では火事見舞いや暑中伺い・寒中見舞いなど贈答関係が主であるが、慶応二年になると鉢物の贈答が増加する。閏五月十日、政義は慶篤より「新渡実生」と「千本草露会」各一鉢が、また十九日には向暑伺いとして「フテンス」三鉢・「麻葉サボテン」一鉢・「アワヨルメルキ」一包が贈られた。政義はその返礼として「椰」「鸞草」「正宗石菖」各一鉢を進上した。また同月二十三日にも慶篤から、「舶来丸大葉枝折」として「ソフケ朝顔」「カシヤ」各一鉢、「トイブルメルギ」「ユフベルメルギ」「テレフレレー子」各一包を贈られ、六月十日には政義から慶篤へ「松葉人參」と「花桐草」各一鉢が贈られている。

九月十八日には相田盛阿弥が慶篤の使者として参上し、「朝鮮槇ノ実者珍敷由ニ而外々方被為進候ニ付、御慰ニも」との書付とともに「朝鮮槇ノ実」二つを贈られ、盛阿弥には自慢の庭の菊をみせて吸物肴三種・菓子飯ほか三種でもてなし、政義も酒を相伴している。政義は庭の菊花壇作りに心血を注いでいるが、十一月十日には菊苗二九品種を贈り、種名を詳細に記すとともにその植付の絵図を色彩豊かに『日記』に描いている。

両家の贈答関係は鉢物に限らず、慶篤からは後楽園製茶碗（閏5-22）や青目籠（大鯛・鮒）（6-9）、庭の池で捕れた鴨（11-2）、寒中見舞いの鯉（12-18）などが、政義からは杉折（紅白大平糖）（6-5）や鴨（10-18）がそれぞれ進上されている。こうした贈答は件数から見れば六本木屋敷とのやり取りに次ぐものであり、政義と慶篤との親密な関係がうかがわれる。

### 慶応二年

元日の年頭祝儀は藩主政挙が出陣中で不在であった。政義は午後から六本木御宮・御供所へ参詣し、屋敷で充真院・於光と祝儀を交わした。充真院へは千代紙五〇枚・盃猪口一箱・干菓子一折、於光へは錦絵七組・双六絵一枚などを贈っている。三日には太田道醇へ年頭の使者を送り、四日には倍寿院へ千代紙五〇枚・盃直三組一箱を直書とともに贈った。十日、松平安芸守屋敷から火が出た。上屋敷の近くであったため、太田総次郎や内藤金一郎から近火見舞いとして香物・煮染・握飯などが届けられた。また同様に大工留吉や炭屋萬次郎、それに屋敷に出入りしている講釈師

の放牛舎桃林らも駆け付けている。桃林は祝いの席や於光のために呼ばれて講釈したようで、『日記』に再三登場する。

この年は世相に背を向けるかのように、政義は花見・仮名作りに精を出した。正月十三日、政義は染井あたりへ梅見物に出かけて、植木屋金蔵方で弁当を食べ梅見鉢を購入した。近辺の梅を愛でながら巣鴨の植木屋巡りを楽しみ、小石川六角屋敷の梅を見物して帰途についた。二月四日には寒気が緩んだので室より植木鉢を出し、十二日には六本木屋敷に庭掛四人を引き連れて庭に草花を植え付けている。十四日には六本木屋敷庭の花見に、重詰・酒・弁当持参で上屋敷中奥女中たちと訪れ、十八日には六本木屋敷から充真院と於光を招き、庭で花見を催した。昼膳のあと庭の築山に敷物を敷いて座席を設け、赤星七郎左衛門ら側役をはじめ納戸役・土蔵役・用達まで集めて酒を下した。充真院からは加賀薄絹羽織地一反・盃洗焼物二、於光より菓子一折、また二人から交肴一折が土産としてもたらされた。政義からは充真院へ八丈縞一反ほか、於光へは茶碗五組一箱などが贈られたほか、長尾や幾多たち六本木奥女中まで白羽二重半襟や鼻紙などが遣わされている。

二月二十二日、この日は向島へ花見に出かけ、浅草門から観音へ参詣して植木屋にて小休止、昼休のあと舟にて花見をしながら木母寺へ参詣した。当日は曇りのち晴れだったようで、「右ゆへか花見の人すくなし」と感想を述べている。三月十七日に植木屋金蔵が来て菊苗の植え付けをし、四月二日には菊花花壇の屋根作りを庭掛四人で行っている。五月に入ると菊・梅の枝廻込を行い(5-1)、七日には堀切へ柳橋から舟で行き、木母寺で昼食を取

り、堀切の花菖蒲を観賞している。政義は小姓らを供に頻繁に植木屋廻りを行い、気に入った鉢物を購入している(5-23)。八月十三日、政義は金蔵を供に団子坂植木屋六三郎方を訪れ、サボテン会を見物し、十九日には向島花屋敷を訪ねた。

九月に入ると苗から精力を傾け世話してきた菊が盛りを迎える。十三日には上屋敷中奥と表内庭の菊花壇の屋根を取立て、金蔵が出鉢の菊を作った。六本木屋敷へも菊・小菊各一鉢宛と菊枝二九本を、また水戸殿へも中菊三七本を差上げている。庭掛四人へ菊の手入れで骨折った褒美として金一朱宛を与えて労った(9-24)。このほか巣鴨の植木屋へ菊見物(10-8)、海安寺へ紅葉狩り(10-18)に出かけ、十二月十五日、金蔵ら三人に来年のために菊苗の植え付けさせている。

延岡藩の財政は、延享四年の延岡入封以降も漸次悪化の途をたどり、幕末期には藩債が八〇万両に達した。元治元年には「勝手向弥増難渋、在所表為替取組追々不都合ニ成、必至与難渋ニ成候ニ付、御当地廻金省候仕法ニ成候ニ付」、すなわち在所からの廻金削減仕法による緊縮財政政策のため、政義の隠居料五割削減が延長された(2-14)。同年四月、勝手向難渋を理由に家老穂鷹内蔵進ら七人が知行を返上して有扶持となっていた(4-6)が、難渋甚大のため慶応二年二月二十六日、知行にもどす方向で話が進められる。政義は政挙にその旨を打診するとともに、自分の隠居料を見込み相場から積り相場改めにするよう家老穂鷹へ直書を送った。四月十四日、諸向へ次のような沙汰書が出された。

大殿様御隠居料御知行是迄五千石四成玄米式千石、五割引ニ

〆二千五百俵年々平均直段ヲ以代金ニ而月々被進候処、大殿様思召も被為在候ニ付、当年方是迄差上来候年繰之相場被差止、積相場を以月々割合差上置、当年大坂平均相場相極候上、来三月ニ至り相場違差上可申候、姿書左之通

但、来三月ニ至り相場違無之、返納出来候節者止・二月差上候分差引、残十ヶ月ニ割合可申事、尤去丑年之相場違大殿様相場違御廻金着金次第相納可申事

一高五千石

此米五千俵

内

式千五百俵 五割御引方

式拾四俵 召上御膳米御差引

但、閏月有之年ハ式拾六俵

残式千四百七拾六俵

此石九百九拾石四斗

代式千四百七拾六兩

積相場譬へハ

内 石式壹百五拾目  
銀兩二百目

式百六兩壹分ツ、

寅正月より

同十一月迄月々

式百七兩壹分

同十二月

但、閏月有之年者十三割之事

右之通当年方御改被成候、尤其年々積相場状ニ至り高下有之節者、右相場伺之上相直可申候、右之外者都而去戌年被仰出候通相心得可被申候、以上

政義の隠居料五〇〇〇石〓五〇〇〇俵として、元治元年から五割引の二五〇〇俵、さらに食用米として二四俵（一月二俵宛一年分）を差し引いた二四七六俵となる。この積相場は一俵（〇・四石）〓一兩として一石〓二・五兩〓銀二五〇目と設定され、一年分の代金は二四七六兩となり、正月〓十一月は月二〇六兩一分宛、十二月は二〇七兩一分（閏年は一三割）となり、米相場が高騰しても年繰りしない。勝手向難渋に苦しむ家臣たちを付度した方法となつている。なお慶応三年五月には、隠居料を三年間一割引増計五割引とした年期が切れるが、引き続き三年間の引増として（5-1）。

八月七日、家中が困窮するなかで、さらなる知行削減が強行される。知行の五歩引増である。

一家中江五歩引増之沙汰ニ成、左之通

御勝手向御窮迫之中、御進発長々之御滞陣ニ而莫大之御入費実ニ御危急差臨、御心外ニ思召候得共不被得止事、江戸四割五歩、延岡六割五歩、当寅八月ヨリ来ル巴七月迄御引増被仰出候、何れも武備専一之時ニ候得者、御手当等も可被成下処、却而前段之次第可為難渋候得共、御時勢厚恐察仕如何様ニも取統御奉公相励候様被思召候

右之趣被仰出候間被得其意、御家中之面々江被申通、支配有之面々者其支配方江も申渡候様可被達候

寅八月

長引く滞陣による莫大な費用を賄うために、「不被得と事」として一律に五歩引増の江戸四割五歩、延岡六割五歩を、当年から已年まで四年間実施する旨を通達した。

さらに八月十二日には家中に対して次のような沙汰がなされた。  
一家中江左之通沙汰ニ成ル

近来米穀其外諸色其格外高直ニ付、壹ヶ月之御入用定例御下金而已ニ而者多分之御不足ニ候得者、増御下金無之候而者御取統難出来、御在所表も兼々御窮迫之中、此度長防討手之方江御繰替被蒙仰候処、長々御滞坂之末金穀御備御手薄之折柄被成方無之無抱大坂定役飯料米之内迄も御取欠、其外無理成御配を以御乗船ハ相済候得共、御着去後之御備も乏敷、延坂之心痛他事無之、譬者此表江之御廻金当分月割、御常用之外難出来候旨申越、左候而者御家中御扶持米御買上代計ニも足り合兼、是迄ハ無理成暫借等を以御取統被成候得共、右暫借近頃聊之御返済も無之、此節ニ至り候而者御融通差塞、必至与御切迫ニ押至候、依之此後増御下金等有之御繰合相付候迄ハ、御家中諸渡方一圓御延被成、焚出御賄ニも可被成処、左候而者面々難渋ニも可及候間、別紙之通当分御渡可被成候、諸色高直之処可為難渋候得共、深奉恐察如何様ニも取統、御奉公大坂ニ相勤可申候、右之趣被相心得、御家中一統可申通候

寅八月

諸色高騰のなかで藩からの下金も不足し、大坂定役飯料米まで欠く有様であった。さらに芸州口へ着陣したものの備品も乏しく、江戸への廻金は当分月割りで常用以外は用意できない。そうなれば家中の扶持米買上だけでは足りず、従来は寸借りで凌いできたが少しも返済しないため融通は難しい。増下金があるまで家中への扶持渡方を延期し、有扶持制を導入するというものである。その仕法を示そう。

覚

家内人数丈一日壹人江玄米四合ツ、被下之定

但、当歳方人数江御加被成候事

一御扶持方其月渡方後増減共日割ニ、増之分渡継、減候分返納之事

一御扶持切米取合三拾俵ニ不滿面々、并三拾俵以上ニ而も家人人数多ニ而正米相増、差引相成兼候者、其外金切米取之面々渡方者、是迄之通被御据置候事

但、嫡子二三男弟被召出之者同居候ハ、三拾俵以下ニ而も当主之人別江御加被成候、尤三拾俵ニ不滿者ハ御切米被下金之分是迄之通御渡被成候、其外御雇勤之者も同断之事

( 中 略 )

一江戸詰之面々上下正人数丈御渡被成候事

一知行高扶持代銀御切米之内為取統、百五拾石以上三ヶ一、百四拾石以下都而半渡位、御金配次第御取替御渡可被成事

一御扶持方御預之分ハ、兩ニ一斗五升之定相場ニ、代銀御  
 取替御渡被成、追而渡方相付候節兼而御定之上、扶持相場  
 を以御渡被成候事

但、四合扶持之内残米有之上、扶持ニ致し候ハ、月々  
 御買上相場ニ而代銀御渡被成候事

右之通当八月渡方当分御取替被成下、追而面々渡方相付候節、  
 御取替高不足之分差引御渡被成候事

家内人数だけ一日一人へ玄米四合宛配給するというもので、扶持・  
 切米取三〇俵以下か、以上でも家内人数が多い場合はこれまでの  
 通りとする。但し、嫡子や二三男・弟で出仕し同居していれば、  
 三〇俵以下でも当主人の人数に加える。江戸詰は正人数だけ渡す。  
 取続のため一五〇石以上は三分一、一四〇石以下はすべて半渡と  
 し、金配次第取替え渡しとする。扶持方預けの場合は金一兩に米  
 一斗五升の定相場として代銀を渡す。追って渡方が行届くようにな  
 れば定めた扶持相場で渡す。但し四合扶持のうち残り米があり、  
 扶持にした場合は月々の買上げ相場で代銀を渡す、というもので  
 ある。大坂滞陣や芸州口出陣による莫大な出費（人足三〇五人の  
 給銀一五二兩二步、漁船五三艘・水主二九七人分一五七兩、ほか  
 計六〇〇兩三步三朱<sup>19)</sup>、特に家中への知行・扶持停止と有扶持制  
 の導入など、長州征討が延岡藩に与えた影響は藩の存立にかかわ  
 る甚大なものであった。

昨年閏五月六日に江戸を発ち、六月二十八日に着坂して以来、  
 藩主政挙は大坂に滞陣していた。九月二十一日、將軍家茂は長州  
 再征の勅許を受け、翌慶応二年二月、幕府は毛利家に処分を伝達

するが受諾を拒否され、開戦が決定する。しかし従軍を命じられ  
 た三藩は徳川家と関係の深い名家を除き、一様に消極的な態  
 度を取り、薩摩藩は出兵を拒否した。諸藩側は幕府が強引にみず  
 からの構想を具体化しようとする態度に反発したのである。<sup>20)</sup>六月  
 七日に幕府軍艦による周防大島への砲撃で始まった戦闘は、大  
 島口・芸州口・石州口・小倉口の藩境四方面で行われた。<sup>21)</sup>六月  
 二十八日、老中板倉伊賀守より延岡藩留守居が呼ばれたような  
 書付を渡された(719)。

#### 内藤備後守

芸州口討手被仰付候間、応援之心得を以急速出張致し、松平  
 三河守・井伊掃部頭附属井伊兵部少輔・松平兵部大輔・松平  
 備前守・榊原式部大輔・脇坂淡路守可被申合候、尤為軍目付  
 井上猪三郎被差遣候、且又松平丹波守・牧野豊前守も今度同  
 様被仰付候間、得其意可被申合候

政挙は幕府軍として芸州口討手応援を命じられ、翌二十九日に  
 登城した政挙は金三五〇〇兩を拝領した。七月二十七日には陣  
 羽織を拝領し(815)、政挙は翌二十八日に芸州口へ出陣した  
 (816)。

七月二十日、將軍家茂が大坂城中に病死した(816)。八  
 月一日に幕府軍の拠点である小倉城が落城し、十四日、慶喜は  
 朝廷に休戦と解兵の許可を願い出、朝廷は十八日に休戦を命じ  
 た。九月二日、幕府と長州藩のあいだで休戦協定が成立した。<sup>22)</sup>九  
 月二十六日、芸州表より来便があった。同所で老中水野出羽守  
 より政挙に対して、「御人数当所江御残置、一旦御上坂被成、其



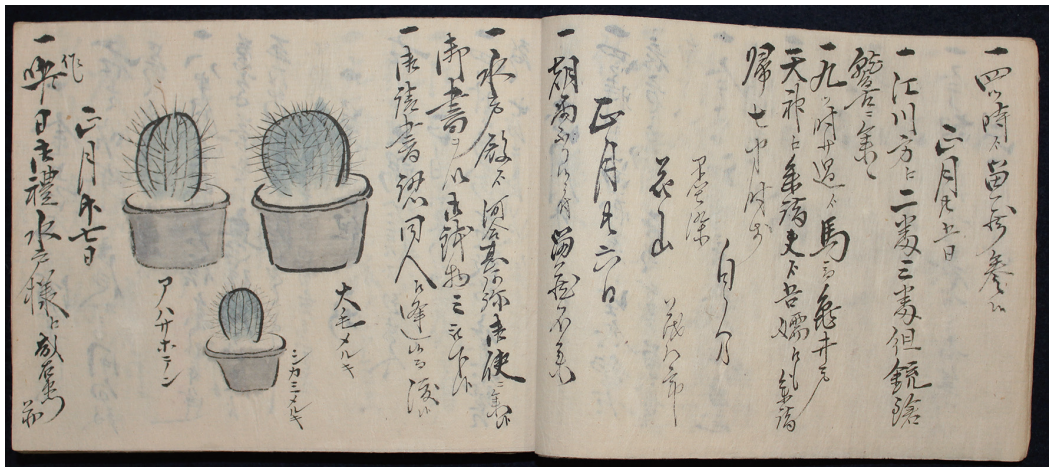
方ニ者召連候人数引纏、滞芸可罷在候」と一部の解兵を命じた(9-26)。これに對して政挙は、在所が手薄なため家臣を帰国させたい旨願出たところ、「当所之討手心援相勤候兵備差置候ハ、其餘之人数等ハ領地為守衛差戻不苦候」と許可された。十月二十二日に芸州御手洗より同月一日出の便が届き、政挙が御手洗で在所への暇を賜い、すぐに在所へ出船した旨の知らせが届いた。政挙が陣払して在所へ帰ったことから、滞陣中は政義が代行していた政事向を従来通り政挙が行うことになった(10-25)。十一月一日には芸州より成瀬老之進ら一六人が江戸へ戻った。なお政挙が無事延岡へ着城した知らせが届き、政義は祝儀として家中一統へ酒を遣わしたのは十二月八日のことである(12-8)。

慶応三年

同年の正月祝儀も昨年同様に政挙不在で執り行われた。六本木屋敷への訪問や水戸慶篤・太田道醇への使者、倍寿院への直書・年玉の遣り取りなど、恒例の行事がつつがなく行われた。但し、年末十二月二十五日に孝明天皇が崩御していたため普請・鳴物停止が発せられ、年始御礼はなかった(1-5)。

こうした状況のなかでも、政義は正月早々に金蔵たちと桜草の根分けをしたり(1-13)、二月三日は染井へ梅見に出かけ、金蔵方で弁当を食した後、巢鴨より小石川六角屋敷で梅を見物している。また九日には向島梅屋敷から浅草筋へ廻るなど、普段通りであった。

水戸慶篤との鉢交換は今までに増して頻繁であった(第1表)。



慶応三年 正月廿六日



慶応三年 四月十二日

第1表 慶応三年、水戸慶篤との交流

月	日	延岡藩・内藤政義	水戸藩・徳川慶篤
1	1	年頭の使者→	
	2	年頭祝儀の使者→	
	26		←「大毛メルキ」「シカメルキ」「アハサホテン」三鉢
2	27	昨日の礼(取次役河合甚阿弥へ金500疋)→	
	1	時候挨拶に交肴1折→	
	21		←時候見舞いに御摘草1籠・木蓮花折枝
	22	昨日の礼→	
	25		←舶来「万年欄」・仏蘭西「イシノカクテイシ」 ・舶来「ラウベロメネキ」
3	26	昨日の礼→	
	29	「南殿桜」1鉢・「岩根絞椿」1鉢→	
	5	養子祝儀として肴→	
	7		←肴鯛1枚 ←養子祝儀の礼
4	8	昨日の礼→	
	27	「都之城万年青」1鉢→	
	29	「大菊苗」10色2鉢→	
	12	「菊楽」「天竺牡丹」→	←雉子1羽・サフラン1鉢 ←「麒麟角」1鉢
5	3		
	4	昨日の礼→	
	5	端午祝儀→	
	1	機嫌伺として肴1折→	
	19	暑入につき機嫌伺として使者→	
	21	暑中伺に杉折1組(蒸菓子・干菓子)→	
6	25		←暑中見舞に交肴7ツ
	26	昨日の礼→	
	9		←忌中尋に使者 ←忌中尋に使者
	14	忌明けにつき礼使者→	
	16	機嫌伺に「紫錦蘭」1鉢「花石菖」1鉢→	←御書1封・石搦1枚・茶碗1
9	21	昨日の礼→	
	9		←生詰1折
	10	昨日の礼→	
10	16	青籠(鯛・鯉・芝海老・鱧ほか)→	
	23		←鮭1尾
	24	昨日の礼→	
11	27	南天1鉢→	
	18	寒中見舞に杉折1組(蒸菓子・干菓子)→	
	19	昨日の礼→	←寒中見舞に交肴1折(鮓・大鯛・鱈)

(註) 慶応三年内藤政義『日記』より。

中陰中にもかかわらず水戸慶篤からは「大毛メルキ」「シカミメルキ」「アハサホテン」三鉢を下され(1-26)、政義からは時候同として交肴一折が進上されている(2-1)。二月二十一日には時候見舞いとして「御摘草」一籠・木蓮花枝折が送られ、政義はその返礼として二十五日には舶来「萬年欄」・仏蘭西「イシノカクテイシ」・舶来「ヲウベロメルギ」を進上している。さらに二十九日には慶篤に「南殿桜」「岩根絞椿」各一鉢宛、三月二十七日には「都之城万年青」一鉢、三月二十九日は大菊苗十色二鉢を慶篤に進上した。『日記』には、特徴の一つである政義直筆の色彩挿絵が鉢物贈答時に存分に描かれており、政義の草木への愛着が伝わってくる。

慶応三年『日記』に記された記事の中で政事に関するものは、在京している原小太郎からの情報と、幕府からの廻状を写したものが大部分を占める。

同年二月、西国筋郡代窪田治部右衛門は、九州幕領二万四〇〇石余を久留米・熊本・島原・延岡各藩へ預ける建白書を幕府へ提出する。<sup>24</sup>二月十日、京都表に在る原小太郎より、日向国富高陣屋附幕領が延岡藩に預けられることになったという報が伝えられた。

西国筋郡代窪田治部右衛門支配所、日向国富高陣屋附村々之儀、其方御預所被仰付候間、非常之節防禦筋等行届候様可被致候、尤高附之儀者追而江戸表ニ而相達候筈ニ付、委細之義ハ御勘定奉行可被談候

同月十八日、成瀬老之進が預地用掛に任命され、勘定所からは臼杵郡五七九石余が提示された。しかし藩は隣藩との間に隔意が

生じることを避けるため、高鍋・飢肥両藩へも幕領預りを願出ている。<sup>25</sup>四月二十六日着の京都からの知らせ(同月十九日出)では、

西国筋郡代窪田治部右衛門支配所日向国村々之儀、其方江御預所被仰付候処、申立之趣も有之付、右之内伊東左京大夫・秋月長門守江も御預所被仰付候間、非常之節防禦筋行届候様可被致候

とあるように、富高陣屋附村々は延岡藩だけでなく、高鍋・飢肥両藩へも預けられることになった。佐土原藩を除外しては「御留意」が生じることを危惧した延岡藩は、佐土原藩を含めた日向四藩で幕領を預かることを主張し、結果的に高鍋・飢肥藩の同意を得る。<sup>26</sup>

七月二十四日、藩の預所役人中宛に勘定奉行から、臼杵郡幕領に諸県郡二八八石余と宮崎郡八三九石余を加えた計九四六三石余の預りを命じられた。これ以後、幕府は十月二十八日付で三藩への預りを命じることになるが、在京の原から報告がなかったか、幕府勘定所からの知らせがなかったかは不明であるが、『日記』には七月以降預所に関係する記事を見いだすことはできない。

同年は正月九日に睦仁親王が践祚、四〇五月には松平春嶽・山内容堂・伊達宗城・島津久光による四侯会議、六月の薩土盟約、十月十四日の慶喜による大政奉還の上表提出、十二月九日の大政復古の発令・新政府樹立と、政情がめまぐるしく混乱する。『日記』には大政奉還の報を受けた政義の対応が記されている。

將軍慶喜が政權奉還の上表を朝廷に提出した十月十四日、江戸の上屋敷では放牛舎桃林が呼ばれ、講釈をしている。政權奉還が

聴許された翌十五日は、政義は午後から交肴一折を土座に六本木屋敷の充真院を訪れ、一統へ酒を振る舞っている。政義が大政奉還を知ったのは、二十一日になってからである。一〇万石以下御目見以上の面々まで西丸への登城が命じられ、家老穂鷹内蔵進が登城したところ、大目付瀧川播磨守より京都表の状況を記した書付を渡され、「軽挙不致様」と念を押された(10-21)。翌日その封物が在所に居る政挙へ急使で送られた。

二十三日の記事には、十三日に在京の諸藩重役が二条城で老中板倉勝静が示した大政奉還上表案が書き取られている。政義はこの内容を家中に披露した。將軍慶喜は十四日に政権奉還の上表を天皇に呈し、翌十五日、天皇はこれを聴許した。<sup>(26)</sup>二十五日の『日記』には、朝廷から出された書付三通について、内二通は幕府からの書付と同様のため書き写さず、早々に上京を促す書付だけ載せている。二十八日には三宅備後守より内蔵進ら重役五人が呼ばれ、政権奉還について意見があれば申し出るよう言われたが、発言せず退座したとの報告を受けている。この日の記事に、「此節之京地一条此形勢ニ付而、自分在所住居可然旨心付、小性方申達候由」と、小姓たちから在所への移住を勧められた旨を書き留めている(10-28)。

十一月三日、紀伊家家老衆より呼び出しがあり、内蔵進・弥学・老之進が赤坂屋敷へ出向いたところ、当面の問題についての書付を渡され、「銘々見込之義承度旨」を問われたが、他家からも大勢呼ばれており熟慮できずに引き取ったとある。当惑は隠せないが、五日には紀伊家へ返書として書付一通を届けているが、『日記』

に内容は書かれていない。

同日、京都表より十月二十八日出の便が届いた(11-5)。それによると、同日に二条城に呼び出しがあり、御所から沙汰があった。大目付から達書二通を渡され、主人へ届けるよう指示があった。政義はこれを事細かに『日記』に書き留めている。

臣慶喜、昨秋相統仕候節將軍職之義固く御辞退申上、其後厚蒙御沙汰候ニ付、御請仕奉職罷在候処、今般奏聞仕候次第も有之候間、將軍職御辞退申上度、此段奏聞仕候、以上

十月廿四日

二十四日付の慶喜の將軍職辞退の内容である。新政府の創設に向けて、慶喜がみずから一步を踏み出したと評価できるが、<sup>(27)</sup>朝廷は「諸侯上京之上追而可有御沙汰、夫迄之処是迄之通相心得候様御沙汰候事」と、諸侯が上京するまでは今まで通りとの沙汰であった。十一月六日、江戸より京都および在所延岡へ便が出された。京都からは昨日と同内容の便が届いたとあるように、かなり混乱している様子が伝わってくる。十八日には内蔵進が上京した。

十二月一日には紀伊家から「非常之節兵制一致合兵訓練等之儀」のため、人数・大砲などの員数を調べる廻状があり、藩は次のように回答している。

右者備後守一昨年御進発御後備被仰付出発、其後猶又芸州口討手応援被仰付、出芸等茂仕候事ニ付、当地人数器械等相廻シ、全く無余儀向而已残置候、昨年御解兵被仰出、一先為休息在所江御暇被下置、其人数引纏在邑罷在候ニ付、当表人数少々御座候(12-1)

一年以上に及ぶ出陣で芸州口まで出向いており、解兵後は在所で休息しているため江戸表には最小限の家臣しかいないとしている。

出陣による財政疲弊・破綻に対する恨み節のようである。紀伊家屋敷で十四日に励行される合同訓練には政義自身も参加するつもりでいたものの、「少々差支出来」として延引されている(12-13)。

十二月十五日には、京都より「不容易御時勢」を伝える知らせがあった。十八日、西丸への出仕が命じられ弥学が登城し、老中列座のなか書付一通と帳面二冊が渡された。政義は書付を『日記』に写し取り、帳面二冊は「略いたし不認」と記した。

一体是迄追々被仰立候儀者、御誠実之御意表方被仰出候儀之処、現今之御次第ニ至り奉恐入、不堪泣血之至リニ候、此上ハ愈以御当家之為ニ身命ヲ抛チ、赤心を以皇国を報し奉る外無之、一同於て決心致し候、就而者各心底承度候間、別紙篤と熟覽聊忌憚を不憚、十分ニ書を以明日御申聞可有之候事

(12-18)

時期的に見て、十二月九日の政変による王政復古の大令について意見を求めるものと考えられるが、今更政義以下家中に意見などあるはずはなかった。三日後とりあえず弥学が書付を老中に提出しているが、政義は『日記』に写し取っていないため内容は不明である(12-21)。二十一日、京都表の穂鷹内蔵進からの便で、十日付で慶喜の將軍職辞退が聞き届けられたとの知らせがあり(12-22)、翌日西丸にて大令に関する「御奏聞状写」が渡された。「世上おだやかニ無之振合」を理由に、政義は昨夜から小姓たちの宿泊を増やした(12-24)。二十五日今暁未明、諸家銃隊が

三田方面に向かっているらしいとの報告を受けた政義は、それが薩摩藩邸の焼き討ちであったことを知る。

薩州屋敷賊徒あつまり居候ニ付、召捕之人数御差向のよし、五ツ時頃方炮発ニ而屋敷江火掛不残消失致、十人程討取、六十程召捕、夕七ツ時過御人数引取ニ成ル(12-25)

政義はこの事件に大変な衝撃を受けたようで、『日記』には「江戸中そうとうニ有之候」と記した。また一族の内藤金一郎(三河挙母藩主内藤文成)の屋敷が薩摩藩邸の近所であったため家族ともども広大院へ避難し、昼後に六本木屋敷を頼ってそこで一夜を明かした。政義はとりあえず鮓と餅菓子各一重を見舞いとして贈ったが、「今日の異へんニ付、為用心側役・納戸・小性・土蔵・坊主迄、当番泊等人数増候、不寝番も有り」と、身近で起きた事件に震え上がった。政義は、この事件で在所延岡への移住を決意する。

慶応三年は政義の身内にいくつかの不幸があった。まずは政義の相談相手で養嗣子政挙の実父である太田道醇(資始)が、五月十二日に死去した。道醇は三度も老中を務めた経験を持ち、政道に精通していたこともあり、政義が政挙とともに長州征討に加わろうと考えたときに真っ先に相談した人物であった。数年前から体の不調を訴え、政義はなんども「不快見舞い」を贈っていた。太田家からは十九日に使者を遣わして、「昨夜亥中刻死去」したことが正式に伝えられた(5-19)。政挙は在所に在任しており不在のため、用番へは家来によって届けが出され、実父であるため普請一〇日・鳴物三五日の停止となった。六月一日、栄隆院(道

第2表 慶応三年 軍事訓練

年	月	日 / 事項
慶応3	1	2馬場にて馬乗初。18銃陣稽古人へ菓子料手当。20四ツ時より留蔵へ生兵稽古初。23江川方へ参。24四ツ時より留蔵参。25江川方へ二番三番組銃槍稽古。28四ツ時より留蔵参り算木稽古。29江川方へ二番三番組銃槍稽古。
	2	1四ツ時より江川へ稽古に参、稽古人は五ツ時より参。2表方の者江川方へ稽古。3五半時より江川方へ参り稽古。5四ツ時より江川方へ参り敬兵稽古。7五半時より江川方へ敬兵稽古。11五半時より江川方へ参。12相木森之助ほか8人へ生兵出精につき金100疋宛遣す。17五半時江川方へ参り又兵衛ほか4人へ金100疋宛遣す。19四ツ時より江川方へ参。大風にて早仕舞い。21五半時より江川方へ参。25江川方へ参。27江川方へ参。29五半時より江川方へ参。
	3	1五ツ時より江川方へ参。5五時半過より江川方へ参。7五ツ時より江川方へ参。8江川方発会に付五時前参。10五ツ時過より江川方へ参。13五ツ時より江川方へ参。19昼後訓練。20五ツ時より江川方へ参、雨天につき早仕舞い。25江川方休会。28五ツ時より江川方へ参。千早豊ら3人へ生兵出精につき金100疋宛遣す。
	4	3江川方へ参。5五ツ時より江川方へ参。8雨天につき訓練無し。10五ツ時より江川方へ参。13五ツ時より江川方へ参。16五ツ時より江川方へ参。21五ツ時より江川方へ参。26五半時より江川方へ参。28五半時より江川方へ参。
	5	1稽古人無人につき訓練休み。手前稽古。3五半時より江川方へ参。7井伊中屋敷へ訓練見物。8六半時より江川方へ参、今日より朝稽古。12昼後より大隊稽古。16六半時より江川方へ参。17六半時より大隊稽古。九ツ時より喰違屋敷へ訓練見物。18六半時より江川方へ参、雨天につき手前稽古計。21中陰につき江川方へは不参。23五半時より江川方へ見物。26六半時より江川方へ参。27八ツ時より留蔵参り算木稽古。28お鶴病気につき江川方へ不参。
	6	3六半時より江川方へ参。6江川方へ参。8江川方へ参。11雨天につき江川方へ不参。13雨天につき江川方へ不参。16江川方へ参。18江川方へ参、稽古人へ100疋宛遣す。21江川方へ参。23江川方へ参。24五半時より留蔵参り算木稽古。26江川方へ参。28江川方へ参。
	7	3江川方へ参。4五半時より留蔵参り算木稽古。5九半時より六本木へ角内。6六半時より江川方へ参。8江川方へ参。11江川方へ参。13銃陣出精につき22人へ褒美。留蔵に中元祝儀として金10両、江川太郎左衛門へ銀2枚遣す。18江川方へ参。19五半時より留蔵参り算木稽古。21江川方へ自分中暑につき不参。23江川方へ参。26江川方へ稽古人計参。28江川方へ稽古人参、自分は中暑につき不参。(28お光病死)
	8	13忌明け。16六半時より江川方へ参。18江川方へ参。21雨天につき江川方へ不参。(25お鶴病死)。
	9	1江川方へ参。今日より終日稽古のところ弁当不持参につき屋頃帰る。4江川方へ角打に参。7屋敷にて訓練。8五半時より江川方へ参。12喰違屋敷へ訓練見物のところ風邪にて断る。13風邪にて江川方へ不参。21五半時より江川方へ参。22五ツ時より喰違中屋敷にて訓練に参(役人・平土29人・太鼓3人)。23江川方へ不参。26定刻より江川方へ参、雨天につき早仕舞い。28四半時留蔵参り、歩兵練法生兵へ講釈。28江川方へ参。
	10	1江川方へ参。6五半時より江川方へ参。7屋頃より留蔵参り算木稽古。8五半時より江川方へ参。10内藤金一郎此方の銃陣訓練見物に参。12留蔵参り生兵稽古。13雨天につき江川方へ不参。14江川方へ不参、稽古人計遣す。17四ツ半時より留蔵参り講釈。20江川方へ参。23五半時より江川方へ参。25五半時より江川方へ参。28五半時より江川方へ参。晦日江川方へ不参。
	11	2生兵3人出。3江川方へ不参。5江川方へ不参。8例国より江川方へ参。10五半時より江川方へ参。13例国より江川方へ参。15雨天につき江川方へ不参。17五ツ半時より喰違屋敷へ訓練に参(自分共26人・太鼓3人)。18江川方へ参。20江川方へ参。23江川方へ参。25江川方へ参。28江川方へ参。晦日不快につき江川方へ不参、稽古人計遣す。
	12	1紀州藩からの兵制一致合兵訓練を断る。2九半時より江川方へ参り、仏生兵見物。3江川方へ参。5江川方へ参。7江川太郎左衛門使者に留蔵ら参り着発弾伝授。8大楽院宮薨去につき訓練に不参。稽古骨折につき留蔵に金10両遣す。今西喜蔵らに江川より免許皆伝。9着発弾伝授につき江川方へ参り留蔵に習う。10江川方にて今日より仏稽古初(5人も)。11昼後より屋敷にて訓練。12五ツ時前より訓練、夕刻江川方へ仏稽古見物。13五ツ時より訓練。19江川方稽古場差支につき屋敷にて仏稽古。20九ツ時過より六本木訓練場見分。21五ツ時より六本木にて訓練、今日稽古納め。22九ツ時過より江川方へ参り仏稽古。26江川方へ参り仏稽古。銃陣出精につき相木森之助らに褒美金遣す。

(註) 慶応三年『日記』(内藤家文書)より作成。

醇) 出棺に側役赤星七郎左衛門を駒込へ派遣している。

次は政義の愛娘である於光が、七月二十八日に病死したことである。二月七日には「お光うけニ入祝候」と、於光が有卦に入つたと記すが、同夜には寒気を催し吐血した<sup>28)</sup>。於光は結核と脚氣に罹患したようである。七月に入ると病状が悪化し、十一日には於光平癒のために平河天神へ快気の祈禱を頼み、初穂金二〇〇疋を備えた(7-11)。二十四日には於光へ不快見舞いとして交着一籠を遣わし、二十五日には平河天神へ「心願之義ニ付」参詣して平癒を懇願したが、そのかいもなく、二十八日夕七ツ半時に死去した。享年一八歳であった。八月三日、於光は天徳寺より賢操院との法号を賜り、翌日夜伽をしている。公的には八月四日夜亥中刻に於光が死去したことを用番へ届け出、八月四日から十三日まで忌十日、八月四日から九月三日まで服三十日としているが、政挙は婚姻以前であったため十日の忌であった。八月九日、賢操院は出棺して天徳寺へ葬送された。政義は六本木屋敷へ焼香に行き、充真院を慰めている(8-9)。十三日には賢操院の初法事が天徳寺で営まれ、倍寿院や太田総次郎・内藤豊前守(越後村上・信民)同長寿丸(陸奥湯長谷・政養)・水戸慶篤などから法事見舞いがあつた(8-13)。

於光が病死してまもない八月二十五日、昨年誕生したばかりで誕生日もまだ迎えない娘の於鶴が病死した。於鶴は昨年十二月二十三日に、濱を生母として誕生し、三月三日には初節句として中奥で一統へ酒が振る舞われ(3-3)、四月十五日には箸揃祝として納戸四人に金一両、生母濱へ金一〇〇疋を賜い、二汁五菜

の膳を於鶴に出した(4-15)。五月二十七日に病気になる、服薬して快方に向かったものの、八月二十二日には昨夕於鶴の病を聞いた六本木屋敷の充真院から、見舞いに身代札守と菓子一重が届けられた。しかし二十五日、養生かなわず於鶴は死去した。わずか八カ月の命であった。なお、年明けの四月五日には政義と鉢物を通して深い交流のあつた水戸慶篤が亡くなっている。

ここで軍事演習についてみておこう。慶応三年一年間の銃陣稽古や生兵訓練等について記事を抜き出したものが第2表である。江川道場に銃陣稽古に出向き、または師範代森田留蔵が来訪して稽古をつける記事は、年間約一二〇回に及ぶ。稽古・訓練への参加人数は不明であるが、年末に銃陣出精の面々に褒美を遣わしており、それをみると稽古七〇回以上が一八人、五〇回以上一三人、二〇回以上一七人の計四八人となっており(12-29)、かなり小規模の稽古・訓練だったことがわかる。また参加者全員が必ずしも熱心なものばかりではなかったようで、

一 訓練出席中表方之面々、若無抛事ニ而稽古中ニ引請候節、此迄側役迄申聞候処、以来者自分江直ニ其訳申聞候上引取候様、且又おそく出席の節も其訳申聞、只今出席之旨自分へ直ニ申聞候様七郎左衛門江申談、同人左番頭江申通候事とあるように、表方の面々で稽古中にやむなく稽古を中断する場合は、これまでは側役へ断っていたが、これからは自分(政義)へ直接その訳を伝えて引き取るように、また遅く出席した場合もその理由を直接伝えるように指示している(2-14)。稽古・訓練は天候に左右されたようで、「雨天ニ成候ニ付早仕舞(3-20)」

練は天候に左右されたようで、「雨天ニ成候ニ付早仕舞(3-20)」

や「江川江雨天ニ付不参(6-13)」といった記事も少なくない。一方政義は、前年十二月七日に江川太郎左衛門から高島流炮術の免許皆伝を受けるなど、結構熱心に稽古に励んでいる。また同三年には江川から「着発弾」を伝授されている(12-7)。翌日政義は江川方へ使者を送り、江川太郎左衛門へ銀五枚、相州御備場手附頭取の山田清次郎以下七人と江川家用人へ金二〇〇疋宛を伝授の挨拶に、森田留蔵には歳暮祝儀として金一〇両を贈っている。このほか今西喜蔵が皆伝、川奈俊司ら八人が免許を受けている(12-8)。こうした流儀の免許が実際の現場でどれほど効果があったかは知る由もないが、以前元治元年九月に政挙の長州征討の出陣に際して、政義が「自分ニも兼々武術心掛、且西洋銃練ニも心掛致候ニ付、一同出張致度(9-3)」と老中へ主張したことは記憶に新しい。少なくとも政義の過剰な自信にはなっていたことは確かである。

#### 慶応四年

元日には例年通りの祝儀をうけた政義は、水戸慶篤に年頭祝儀の使者を派遣し、また二日には六本木屋敷の御宮・御供所へ参詣して充真院への挨拶を済ませた。政挙は在所、道醇や於光・於鶴のいない寂しい正月であった。

正月六日には老中稲葉美濃守から留守居が呼ばれ、政挙に増上寺山内警衛が命じられた。しかし翌七日には「当地人少ニ付、人数在所方呼寄候迄御猶予願書」を提出している(1-7)。十日、目付より諸家重役へ廻状があった。「御先手会津・姫路・松

山、伏見辺ニ而大戦争有之候旨」と三日の鳥羽・伏見の戦いを伝え、不確かな情報が飛び交っており、「薩藩杯者蒸気船ニ而押寄参候も難計、又者陸地等押参り御府内江向ひ炮発致候も難計儀ニ候間、御銘々御当地於ても武備厳重厚心掛」るよう命じられている(1-10)。

十三日、大坂表の内蔵進から六日出の便が届き、旧幕府から大坂野田口警衛を命じられ、藩兵を出した旨の報告があった。在坂している内蔵進と原小太郎が野田口警衛に就いたことは、延岡藩が旧幕府軍に与したことを意味した。十九日は老中から次のような口演があった。

京坂戦争之義、薩長方及発炮候儀ニ而、素方朝敵之事ニ者無之処、朝敵之蒙汚名残念之至、就而者御恭順御謹慎之御取計思召ニ候、其上ニ而も御届兼候節ハ、猶取計之品も可有之候、右之心得ニ而勉励尽忠勤候様御頼候(1-19)

薩長兵と旧幕府兵のどちらが先に発砲したかは不明であるが、朝敵の汚名を被ったことに対する憤りが感じられる。慶喜はひたすら恭順謹慎するほかはなかった。

二十日には延岡藩が野田口警衛に兵を出したことに對して、京都より「御不審之筋」があると判断され、禁裏九門の出入りが差し止められた。長坂良蔵らを大坂へ派遣したが桑名口で足止めされ、引き返すしかなかった(1-27)。こうした延岡藩に對する新政府の不信感を払拭してくれたのは、肥後熊本藩であった。二月二日、岩倉具視から細川家に渡された書付の請書では次のように言う。



備後守先供之人數於大坂表輕率之取計ニ及び、歎願之趣被聞召、右取計候家来之者ハ為相慎置、主人義者早々上京可仕旨御沙汰之趣難有奉畏候、急々在所表江相達可申候、此段貴藩迄御請申上候、以上(219)

藩主政挙は在所延岡に居たが、家老穂鷹内蔵進と原小太郎は旧幕命に従って大坂野田口を警備したことを「輕率」と断じ、二人を謹慎に処すとともに政挙の早急なる上京を命じている。政挙は三月五日、漸く延岡を出立して上京の途に就いた(3122)。なお四月三日に上京した政挙はそのまま謹慎するよう命じられ、謹慎が解けたのは五月十日になってからである(5127)。

上屋敷では「格外御取約」が令せられ、政義はこれまで住んでいた隠殿から中奥へ住居を移し、隠殿玄関・門を閉じた(1115)。また人減らしとして幸や志賀たち中奥女中に暇を出し、坊主当番も一人勤としている。御用部屋からは「兼而勝手向窮迫之折柄、当節国家存亡極切迫之御時節ニ押移、常用廻金も無之ニ付致恐察、如何様とも取統奉公致候様」と家中に触れているが、在所からの廻金が不能となっている状況にあったことがわかる。

二月になると、政義の周りでも江戸から在所に向かう知人・縁者が出てくる。二月二十日、倍寿院が急遽在所の伊勢久居に発つというので、餞別に金平糖一折を小姓に届けさせた。内藤金一郎が二十八日に三河挙母に発つので暇乞いに政義のもとを訪れた。政義は餞別として菓子入蓋物一・下緒大小一箱などを与えている(2122)。

政義自身は、三月十一日に江戸を発つつもりで「道具片付致候

(315)」などしていたが、道中や人足が差支えるとして延引している(318)。懇意にしている水戸慶篤には政義が在所へ赴くことを伝え、また慶篤も十三日に水戸へ発つということで、餞別に金平糖を贈った。慶篤は帰国してまもなく四月五日に病没した。

在所へ下る準備が進むなか、三月二十日には延岡まで蒸気船を利用することになり、越前屋藤八方の手配により蒸気船を金五〇〇両で借入れることができた(3120)。蒸気船は米国製で、来月六日から十三日までには手配するという約定を結んだ(3124)。

吉尾や濱たち奥女中五人と、松本庄司以下三七人の延岡行きが命じられ荷造りが進められた。一行の出発は四月四日に決まり、三月晦日、政義は六本木屋敷に充真院を訪ね、餞別に酒を下された。出発前日の三日にも六本木屋敷を訪ねているが、屋敷附の役人や女中にも餞別として金銭を与えている(413)。政挙の後見を務めてきた政義であるが、年老いた養母充真院を江戸に残して「在所方金米不廻(319)」を理由にさっさと在所に下る姿は滑稽でもある。同日、政義は若年寄へ次のような届けを出している。

備後守養父右近将監儀、在所候処当今之御時勢ニ付、在所方之運送を始、大坂表為替等差支、金穀廻送更無之甚当惑心痛仕候、迎茂接続方見当無御坐次第ニ付、不得止乍不本意一ト先在所表江差遣申候、依之明日出立為仕候

「不得止」「乍不本意」などの言葉を使っているが、悲壮感伝

わってこない。

四月四日、政義一行は、塩留から荷船に乗り品川沖に停泊する米国蒸気船に乗り込んだ。荷物も同時に積み込む予定であったが南風が強く波立つため、積み遅れた荷物はそのまま陸地に戻された。翌五日六ツ時過ぎに漸く出船し、夕刻に横浜に着いている(4-5)。こうした政義一行は志摩鳥羽へ撰津神戸へ明石へ三原へ伊予大津と順調に船旅を続け、四月二十二日に島野浦へ無事入船し、翌日九ツ時に延岡城西丸へ着いた(4-23)。

## おわりに

元治元年へ慶応四年の限られた期間ではあるが、延岡藩七代藩主で隠居の内藤政義が書き留めた自筆『日記』の記事から譜代小藩の動向をみてきた。

元治元年七月十九日の禁門の変に対して幕府は、同月二十四日征長の勅命をうけ西南二藩に出兵を命じた。延岡藩は進発後備を命じられたが、藩主政挙は出陣しないうちに解兵となった。しかし翌慶応元年四月十三日、政挙は再度進発後備を拝命し、閏五月六日に江戸を発った。政挙は六月二十八日に着坂し、翌年までほぼ一年間滞坂する。慶応二年六月二十八日、政挙は芸州日討手を拝命し、七月二十八日に出陣した。七月二十日の將軍家茂の死、小倉城落城を経て九月二日、幕府と長州藩のあいだで休戦協定が成立し、十月二十二日に政挙は在所延岡へ帰った。このように藩主政挙は齡一三歳で出陣しほぼ一年滞坂するなど、この時期二

度にわたる征長に翻弄された。

一方江戸の政義は、高島流砲術の鍛錬に精を出しているものの、春先には梅、初夏には菖蒲、秋には菊や桜草の花見、花壇作りや根分けに余念がなかった。

延岡藩の財政破綻は深刻で、政義は隠居料を半減するなどしたが、重臣たちの知行返上と有扶持導入などをせざるを得なかった。雄藩が強固な支配に基づいて領内の生産力の成果を収奪して財政力をつけ、鉄砲や軍艦を購入して軍事体制を整えて藩体制を軍事的に強化したことは対照的である。直接的な契機は薩摩藩邸の焼き討ち事件であるが、江戸廻金もままならない状況のなかで、政義は江戸での生活を諦めて在所延岡へ生活の拠点を移すことを決心する。慶応四年四月四日、政義たち一行は借り受けた軍艦に乗り込み、江戸を後にしたのである。

安政五年八月八日の戊午の密勅以来、朝廷が特定の藩を指名して何事かを命令した例は数度にわたってある。朝廷が期待を寄せ、幕府が重視したのは、外様もしくは親藩・家門で十萬石以上の封土を持つ雄藩であった。逆に、十萬石以下の藩は、朝廷や幕府からさしたる期待もかけられず、また独立の政治単位ともみなされなかった<sup>20)</sup>。長州征討への出兵や大坂野田口警衛など佐幕派として行動した延岡藩は、最後まで幕府の統制から離れることはできず翻弄され続けたのである。

註

- (1) 井上勲『大政復古』(中公新書 一九九一年)一三～一四頁。  
 (2) 『遠山茂樹著作集 第二卷』(岩波書店 一九九二年)二一九～二二〇頁。  
 (3) 田中彰『集英社版 日本の歴史⑮開国と倒幕』(集英社 一九九二年)三三三頁。  
 (4) 母利美和『幕末維新の個性 6 井伊直弼』(吉川弘文館 二〇〇六年)二〇頁。  
 (5) 神崎直美『幕末期末大名夫人の知的好奇心―日向国延岡藩内藤充真院―』(岩田書院 二〇二六年)二〇四頁。  
 (6) 『右同』一七～一八頁。  
 (7) 『右同』二三頁。  
 (8) 『日本史総覧』(新人物往来社) 一九八八年) 七二三～二四頁。  
 (9) 二〇一四年度特別展図録『藩領と江戸藩邸』(明治大学博物館 二〇一四年) 一二頁。  
 (10) 前掲神崎書 三三～二四頁。  
 (11) 右同 二二～二三頁。  
 (12) 明治大学博物館蔵『内藤家文書目録』第一部 一 日記 七二～一七二～二四。  
 (13) 青山忠正『日本近世の歴史 6 明治維新』(吉川弘文館 二〇一二年) 一二四～二五頁。  
 (14) 白根孝胤『尾張家における「両敬」の形成と将軍権威』(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』(第四篇) 清文堂出版 二〇〇九年) 九五頁。  
 (15) 前掲青山書 二八～二九頁。  
 (16) 前掲青山書 一三〇頁。  
 (17) 前掲青山書 一三三頁。  
 (18) 拙稿「幕末譜代藩の財政政策―日向延岡藩安政改革の藩債整理を中心に―」(『九州史学』第九二号 一九八八年) 参照。  
 (19) 慶応三年八月四日「萬覚書」。  
 (20) 前掲青山書 一四五～四六頁。  
 (21) 前掲青山書 一四六頁。  
 (22) 佐々木克『幕末史』(ちくま新書 二〇一四年) 二二五頁。  
 (23) 服藤弘司『大名預所の研究』(創文社 一九八一年) 三四七頁。  
 (24) 拙稿「小藩分立」から地域統合へ―幕末維新时期における日向諸藩― 地方史研究協議会編『南九州の地域形成と境界性―都城からの歴史像―』(雄山閣 二〇一〇年) 一九九頁。  
 (25) 右同 二〇一頁。  
 (26) 前掲青山書 一六五頁。  
 (27) 前掲佐々木書 二六五頁。  
 (28) 前掲神崎書 二三頁。  
 (29) 前掲井上書 六一頁。